

# 豊中市立第十四中学校いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心、安全に生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長と人格形成に影響を及ぼすものである。まさに人権や人格に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろんのこと、いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為や態度も絶対に許さない姿勢で、些細なことでも必ず、親身になって相談等に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識や態度を育成することになる。

そのためには、すべての教育活動において自他の生命や人格、人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自らが一人ひとりの生徒を、多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという教育観、生徒観に基づく指導を徹底することが重要である。

本校では、「人間尊重の精神に基づき、生徒一人ひとりを大切にし、お互いの違いを認め合えるような教育、学校づくりを推進する」を学校の経営方針に据えており、そのために、人権教育、道徳教育に重点を置いて取り組んでいる。いじめは人の人格を否定するものであり、重大な人権侵害の事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるものをいう。また喧嘩やふざけ合いであってもいじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3. いじめ等防止のための組織

(1) 名称 「いじめ虐待不登校対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年（いじめ不登校担当+学年生指）、  
養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、支援担任、児童・生徒支援 Co

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見・事案対処

- ④ 教職員の資質向上のための研修会
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗の点検
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4. 年間計画(別紙1)

#### 5. 取組状況の把握と検証(PDCA)

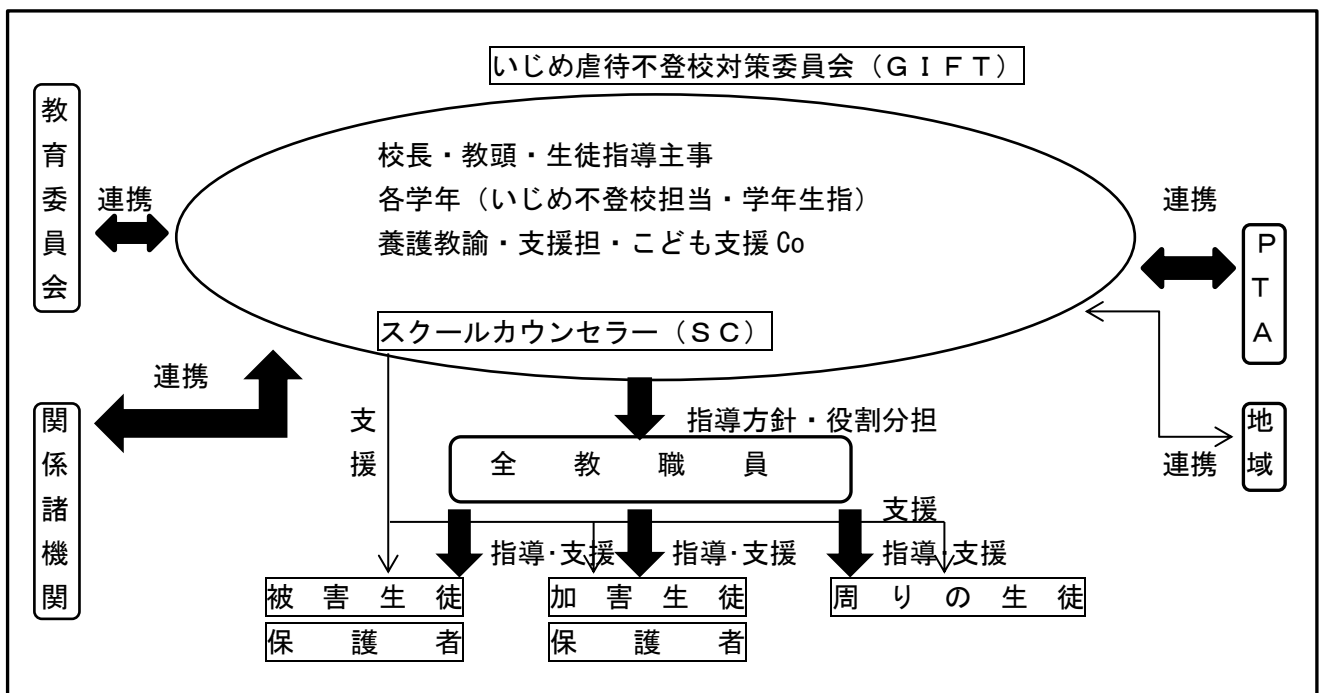
いじめ虐待不登校対策委員会は、週に1回、定期的に、状況に応じて適宜会議を開き、生徒一人ひとりの出席状況や遅刻早退状況等の把握、学校での生活の様子等を細やかに把握した状況や、気になることなどを中心に情報交換をしながら、いじめの未然防止の取組やいじめに対する対応等の検証を行う。また、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しに努める。

### 第2章 いじめ防止

#### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校や学級が、人権尊重の精神が徹底している環境であることが求められる。そのことを前提として、人権に関する知識・理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情等を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くためのプログラムの作成に努める。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼関係づくりや人権を尊重する集団としての質を高めていく必要がある。

#### <いじめ防止のための校内体制>



#### <未然防止の基本的な考え方>

本校では、生徒一人ひとりが安全・安心に学校生活を送ることができるようになるために、学校全体が一体となって、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、適切かつ迅速に対処する必要がある。そのためには、すべての教職員に未然防止の観点から、以下のような姿勢や能力等が求められる。

○教職員一人ひとりの、「いじめを絶対に許さない」という前向きな姿勢

○いじめのない学校づくりに積極的に参画しようという意欲

○研ぎ澄まされた人権感覚や指導力

加えて、いじめ防止のための共通理解や協働体制を一層強固なものにする研修会を定期的に開催する必要がある。また、学校の構成員である生徒によるいじめ防止のための自主的な活動（生徒会活動を中心としたもの）を促し、それを支援する校内体制の構築に努める。

## 2. いじめの防止のための措置

(1) 平素から、いじめについての共通理解を図るために、週1回の生徒指導連絡会での情報交換やいじめ虐待不登校対策委員会での情報共有や、指導・支援等の方向性や対策等の検討、職員会議での共通理解・意思疎通を図るとともに、いじめ事象を含む生徒指導に関する定期的な研修会の開催に努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、人を思いやるあたたかい心を育むとともに、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒同士がコミュニケーションを円滑に図る能力の育成に努める。

そのためには、道徳教育及び特別活動等を充実させ、特に「心の健康教育」に重点を置いた取り組みを通して、コミュニケーションスキルの習得、いじめを「しない・されない・許さない」という心情や態度の育成に努める。また、生徒が自主的に行う未然防止にかかわる活動を支援し、いじめ防止の重要性を啓発する活動の推進に努める。

(3) いじめが発生する背景を踏まえた指導上の留意点としては、以下の点である。

○教職員が「生徒一人ひとりが楽しく、わかる授業」を目指して、日々の授業づくりに取り組む必要がある。その際に一人ひとりが自己有用感＝自己肯定感を感じられるような「学び合い協力共同学習」による授業に努める。

○担任が「学級開き」を行う際、「いじめ防止」を中心とした決意表明等を積極的に行う。

○学校（学級）における学習（授業）規律の確保に努める。

また、生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進める上において、大切なことは、以下の点である。

○学校を最も安心して安全な居場所として位置づけ、本校の生徒会の「Never Give Up ～大丈夫、私たちみんながついている～」というスローガンのもと、「されていやなことはしない、されてうれしいことをする」という気持ちや心構えを育む学校・学級づくりに努める。

○生徒一人ひとりに居場所や出番のある学級づくりに努める。そのためには、学校行事や学級・学年での文化、レクリエーション活動、クラスでの朝の学活・終礼等で生徒による自主的、自治的な企画・運営に取り組み、仲間づくりを通して、いじめの防止の呼びかけに努める。

加えて、生徒一人ひとりがストレスやいじめに適切に対処できる力を育むために、「総合的な学習の時間」や「特別活動」「道徳」の時間等を活用して、コミュニケーションスキルやロールプレイ等のスキルの習得に努める。

また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等の指導のあり方に注意を払うために、受容と寛容に基づく生徒理解、いじめ防止・早期発見の仕方、いじめ介入・対処の仕方、ケアの方法等について定期的な研修に努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒一人ひとりにとって、安全安心な居場所や出番のある学校づくりが前提となる。そのためには、学校行事や学年・学級活動において生徒が主人公となるような運営体制の構築に努める。

### 第3章 早期発見

#### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめの長期化・深刻化につながることもある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じる鋭い感性や、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

そのために、以下の2点を踏まえた対応を心がける。

- 生徒が示す小さな変化やサイン等を見逃さない目配り、気配り、心配りを心がける。
- 教職員が学年の枠を越えて、積極的に生徒の情報共有を行う。そのためには、日常的に報告・連絡・相談・確認を徹底する。

#### 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法としては、学校全体の取組として学期ごとに全校生徒に「学校生活アンケート」を実施し、学校生活への適応度や順応度、友人関係の状況などを把握するとともに、クラス集団の傾向や様子を把握するために、年2回の教育相談を実施する。また、担任等と生徒による二者懇談を定期的実施する。

日常的な観察としては、生徒一人ひとりの日常の些細な言動や表情の変化、遊びやふざけなどのように見えるものの中にある、気になる兆候等を把握し、記録や教職員間での情報共有に努めること、個々の生徒との関係においては、普段からのこまめな声掛けや個人ノート、生活ノート等を通しての生徒との交流を図ることに努める。

- (2) 保護者と連携し、生徒を見守るために、保護者と教職員が気軽にいじめ等に関して相談できる体制の整備に努める。

そのためには、学校での様子や家庭での言動等において気になる状況について、日常的に情報交換や共有ができるようにし、生徒の見守りや支援に努める。

- (3) 生徒や保護者、教職員が抵抗なく、いじめ等のトラブルに関して相談できる体制として、定期的な担任との懇談、保健室やSCの活用など組織的に取り組む。

- (4) このような相談体制については、学年だより等で定期的に周知していく。また、生徒や保護者の相談ごとや悩みなどを、学校側がしっかりと受け止められているか、相談体制が適切に機能しているかどうかについては、学校アンケートやPTA運営委員会、保護者懇談会等で定期的に点検する。

- (5) 教育相談等で得た、生徒や保護者等の個人情報等について、文書やデータ等の管理を徹底する。また、情報等の取扱いなどに関して、校内ルールを定めるなど対外的な取扱い・管理の徹底を図る。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最優先であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景等を把握し、指導に当たることが、再発防止につながる。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を抱えている場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。したがって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、ひいては、相手の自己変革する姿に、人間的信頼の回復のきっかけをつかめると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする取り組みを通して、事象の教化を行い、教育課題への高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、状況やレベルに応じた問題行動への対応を心がけ、外部機関との連携にも努める。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合は、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わっていく。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ虐待不登校対策委員会）と情報を共有する。そのあとは、当該組織が中心となり、速やかに関係する生徒から事情等を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認に努める。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会うなど、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められたときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、市教育委員会や所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援・援助を求める。

### 3. いじめられた生徒または、その保護者への支援

いじめた生徒の別室指導等により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制を構築する。その際に、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ虐待不登校対策

委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4. いじめた生徒への指導または、その保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係等の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮に努める。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発の防止に努める。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- そのためには、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通して、行動の変容につなげる。
- また、同調していたり、囃し立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そのような行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感や孤立感等を強める存在であることを理解させるようにする。
- 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞したら、必ず先生等に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、お互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら、学校生活を安心して過ごせるよう努める。
- そのために、認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつながることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。そのうえで、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切な支援に努める。

## 6. インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ虐待不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケアなど必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的なケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署や外部機関等と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通して、情報モラル等に関する学習に努める。

## 7. いじめ重大事態について

### (1) 重大事態とは何か(法第28条第1項)

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

### (3) 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

#### ① 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している対策組織もしくは学校が立ち上げた第三者調査委員会が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

#### ② 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行います。

教育委員会が行う場合は、法第28条第1項に基づく審議会に設置する調査部会が行います。

### (4) 調査結果の報告及び提示

調査結果については、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報を適切に提示します。

### (5) 市長による再調査等

#### ① 再調査の方法

##### 1. 重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処

又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。

##### 2. 再調査は、法第30条第2項に基づき設置する再調査委員会が行います。

3. いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

#### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、教育委員会を通じて学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

## 8. いじめの「解消」について

いじめの解消は次の2つの要件が満たされている状態をいう。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること。(3ヶ月を目安にモニタリング)

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

但し、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く観察する。

2026年(令和8年)4月8日